

令和4年度 地域コミュニティ ICT活用促進事業費補助 実施要項

校下(地区)町会連合会や町会の活性化を図るため、電子回覧板アプリ等のICTを活用した町会等の運営を支援します！



■ 助成内容

補助対象経費	地域住民の情報の共有と発信に使用するアプリの利用、校下(地区)町会連合会及び町会のホームページ制作等に要する経費 (ただし、備品購入費、修繕費、工事費は除く) <例> ・ 電子回覧板等アプリの初期設定費用及び利用料 ・ ホームページの制作委託料 など				
補助対象団体	校下(地区)町会連合会 ※校下(地区)内における情報の共有と発信を促進するため、補助対象者を校下(地区)町会連合会としています。単位町会が助成を受けたい場合は、校下(地区)町会連合会が取りまとめのうえ申請していただくことになります。				
補助率	補助対象経費の 3/4 以内				
補助限度額	各校下(地区)の「町会加入世帯数」に応じて下表のとおり				
	町会加入世帯数	～1,000 世帯	～2,000 世帯	～3,000 世帯	～4,000 世帯
	限度額	300 千円	600 千円	900 千円	1,200 千円
	町会加入世帯数	～5,000 世帯	～6,000 世帯	～7,000 世帯	7,001 世帯～
	限度額	1,500 千円	1,800 千円	2,100 千円	2,400 千円

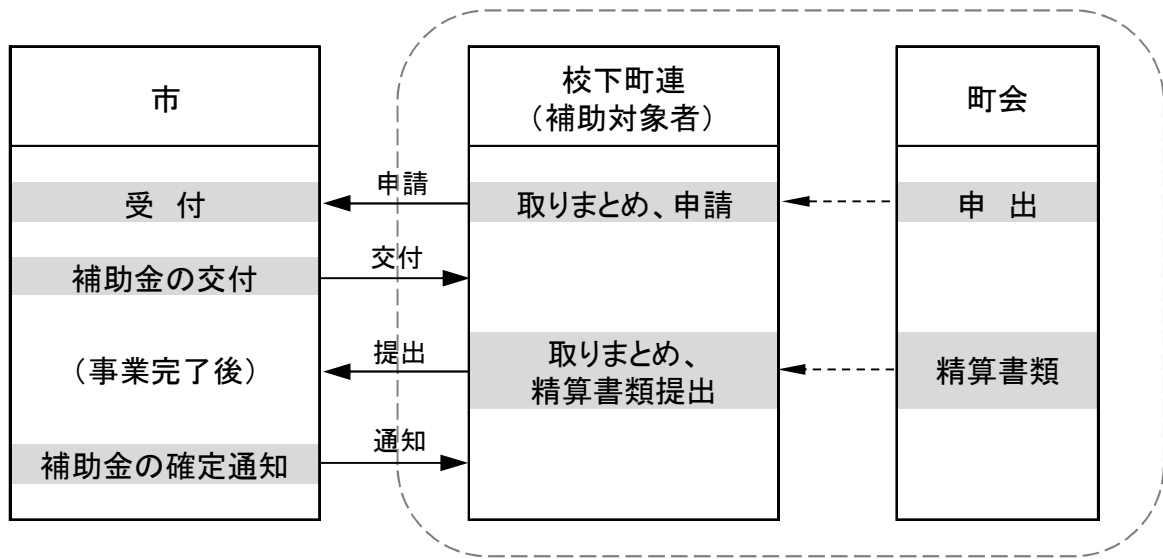
■ 提出書類等

- ① 補助金交付申請書
- ② 経費の金額や内容が分かる契約等関係書類(写)
- ③ [事業完了後] 実績報告書、収支決算書(領収書等の支出証明書類含む)等

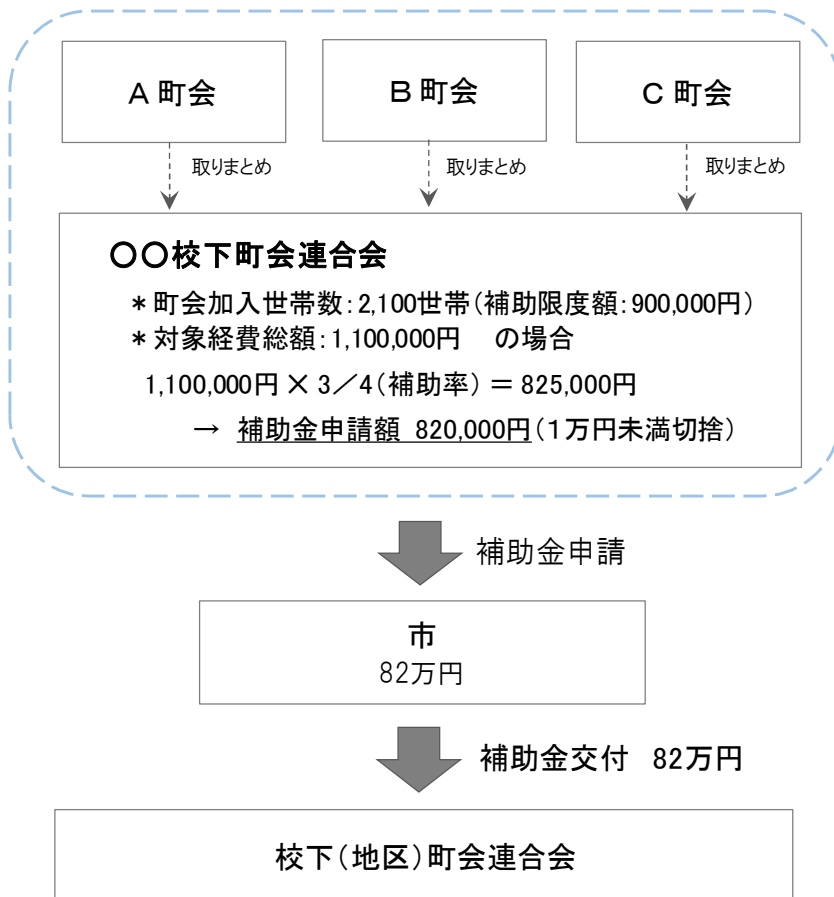
■ 注意事項

- ① 校下(地区)町会連合会は、校下(地区)内の町会分を取りまとめて申請することになります。
- ② 補助金申請は、1年度につき原則1回限りとします。
- ③ 補助金交付決定日以前に支払った経費は、補助対象経費とはなりません。
- ④ 本補助金以外のICTの活用を対象とした本市の補助金、その他これに準じるものの交付を受けている場合、本補助金の申請はできません。

■ 手続きの流れ



■ 補助金の流れ (例)



・ 校下(地区)町会連合会が主体的にすすめる場合は、校下(地区)町会連合会が申請し、校下(地区)内の単位町会が主体となる場合でも、校下(地区)町会連合会が取りまとめて、市へ申請します。



【 お問い合わせ先 】

金沢市 市民局 市民協働推進課 (金沢市広坂1丁目1番1号)

<TEL> 076-220-2026 <FAX> 076-260-1178

<E-mail> kyoudou@city.kanazawa.lg.jp

